

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

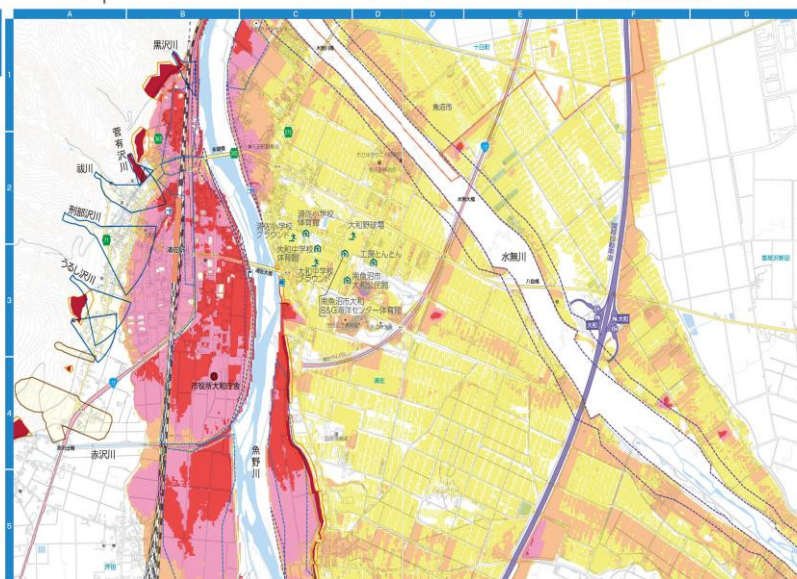
(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

南魚沼市は、魚野川・三国川などの河川流域を中心に広範囲で浸水想定区域が存在し、市街地の一部では1m以上の浸水リスクが示されている。事業所の立地によって被害差が大きく、特に低平地に立地する小規模事業者は、浸水による事業停止や設備被害を受けやすい。

災害(洪水・土砂)ハザードマップ④

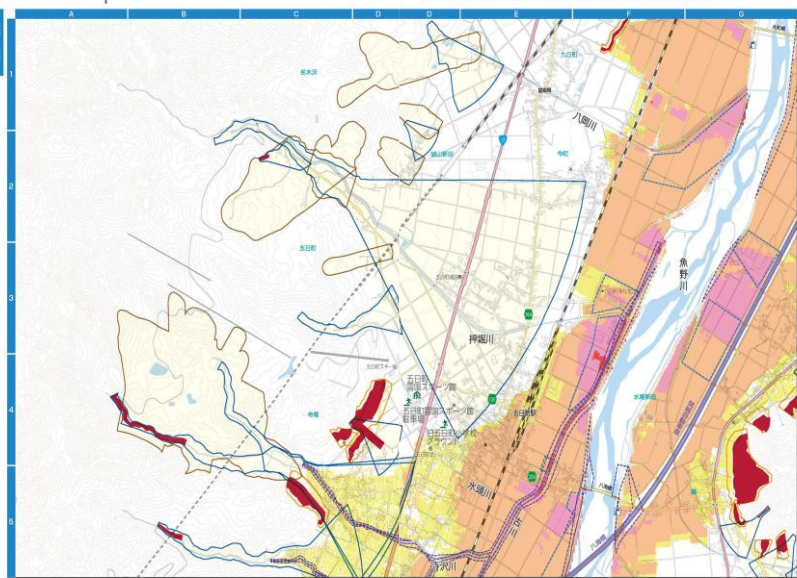
縮尺：1/12,000



【南魚沼市防災マップ】
(浦佐地区)

災害(洪水・土砂)ハザードマップ⑤

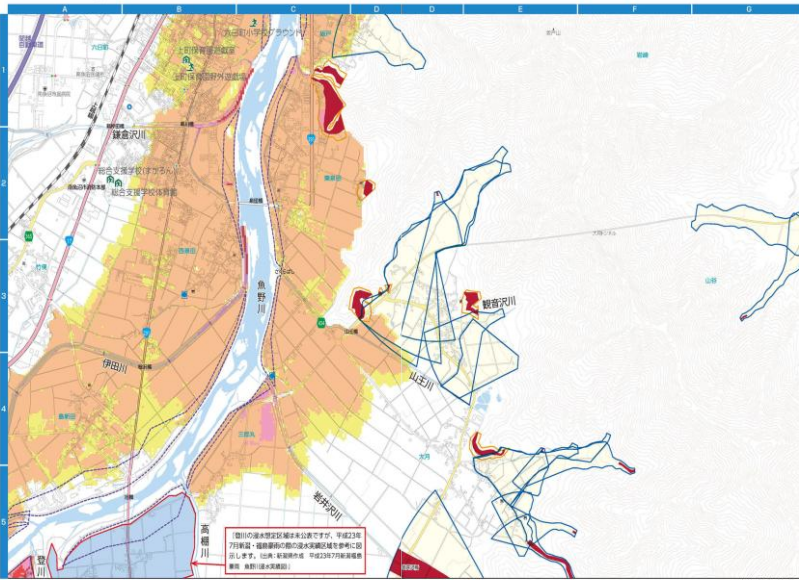
縮尺：1/12,000



【南魚沼市防災マップ】
(藪神・大巻)

災害(洪水・土砂)ハザードマップ⑮

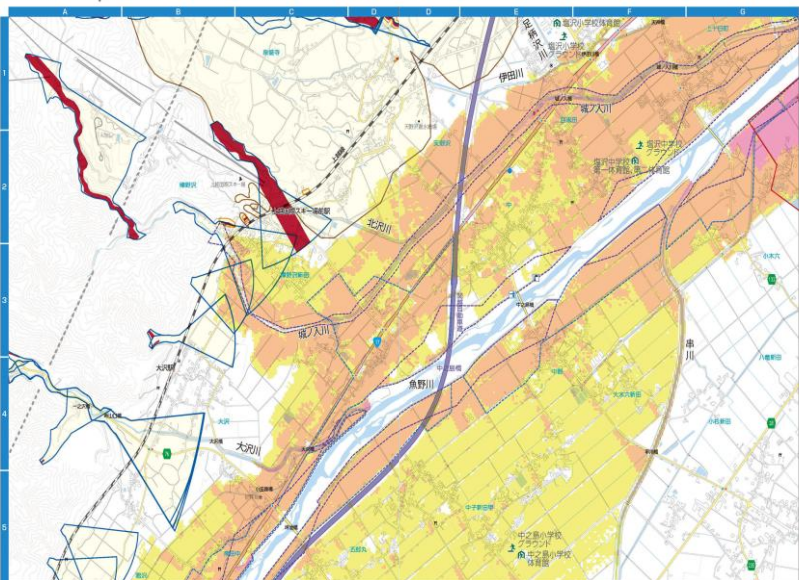
縮尺: 1/12,000



【南魚沼市防災マップ】
 (六日町・塩沢・上田)

災害(洪水・土砂)ハザードマップ⑯

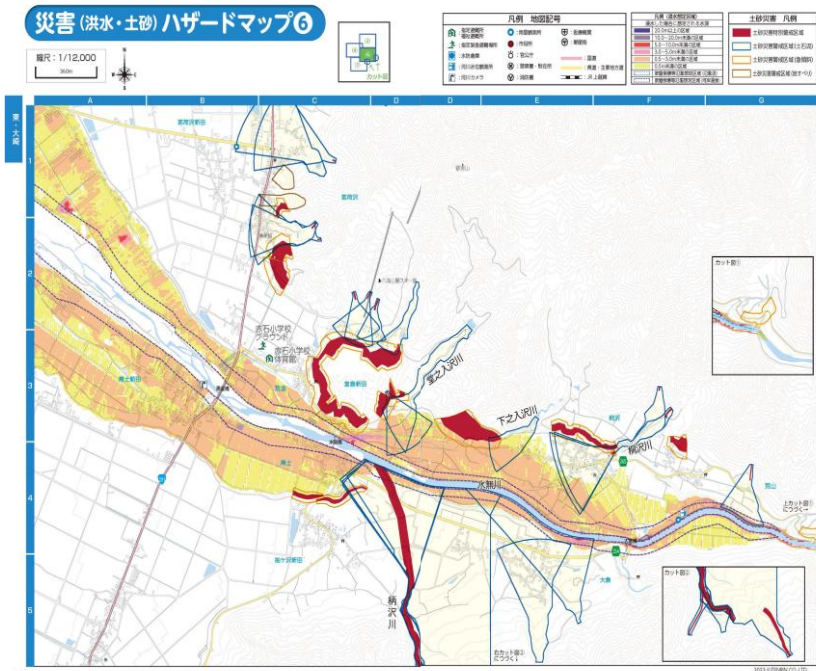
縮尺: 1/12,000



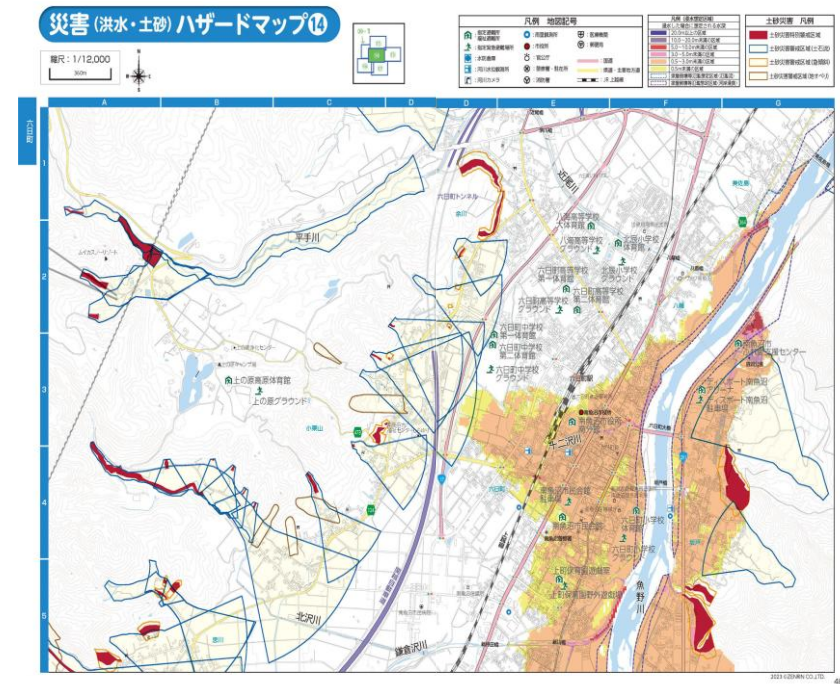
【南魚沼市防災マップ】
 (塩沢・中之島・石打)

(土砂災害)

南魚沼市は山間部が多く、土石流・地すべり・急傾斜地崩壊の危険箇所が多数指定されている。近年の豪雨でも山間部で斜面の不安定化が進み、土砂流入や道路寸断のリスクが顕在化している。土砂災害発生時は集落・事業所が孤立しやすく、復旧までに時間を要する傾向があるため、山間地域の観光施設・製造業などに深刻な影響を与える可能性が高い。



【南魚沼市防災マップ】
(東・大崎地区)



【南魚沼市防災マップ】
(六日町)

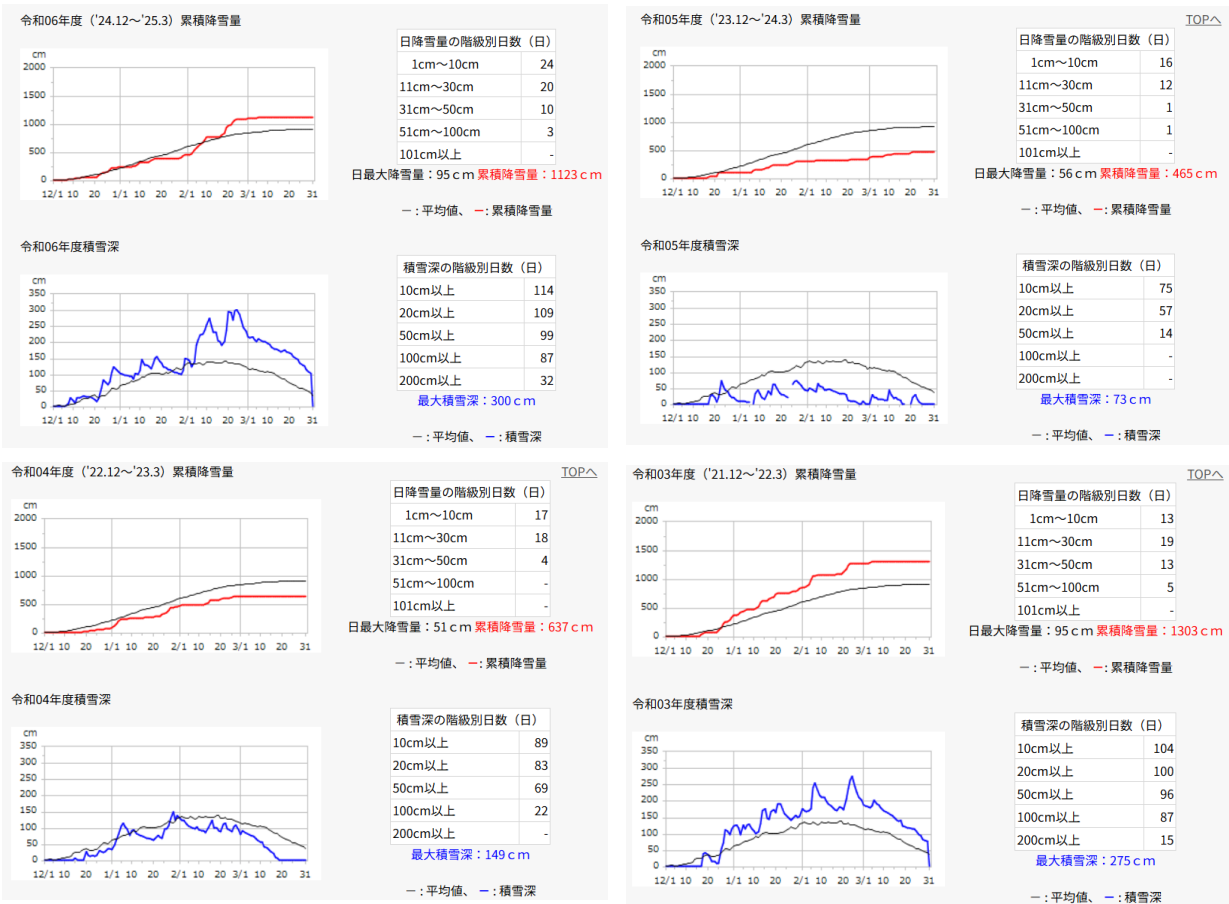
(地震)

地震ハザードステーション (J-SHIS) では、南魚沼市は「震度 6 弱以上の揺れが 30 年以内に発生する確率が高い地域」に属する。大規模地震発生時には建物損壊のみならず、停電、断水、通信障害、道路寸断などの複合的被害が想定される。特に老朽化した建物や未固定の機械設備を有する事業者は、事業継続上の脆弱性が高い。

(積雪・気象災害)

南魚沼市は国内有数の豪雪地帯であり、年間降雪量は 300cm を超え、屋根雪・落雪による建物被害、除雪・雪下ろし作業中の事故、道路の交通障害や物流停滞が繰り返し発生している。また、消雪パイプの地下水利用が進むことで地盤沈下が発生するなど、中長期的なインフラへの負荷も確認されている。豪雪により従業員が出勤できない、商品の配送が滞る等、冬期は事業継続が物理的に制約されやすい。夏期は猛暑日も増加しており、近年は気候変動リスクも高まっている。

【南魚沼市の降雪状況】



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は、ワクチン接種や自然感染により免疫をもつ者は多く存在するが、変異株の出現や時間経過による免疫の低下により、全国的かつ急速なまん延を繰り返し、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2, 656人
- ・小規模事業者数 2, 294人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
商工業者	建設業	567	529	管内に広く分布している
	製造業	218	170	管内に広く分布している
	卸売業	84	40	管内に広く分布している
	小売業	431	329	管内に広く分布している
	飲食店・宿泊業	470	450	管内に広く分布している
	サービス業	639	567	管内に広く分布している
	その他	247	209	管内に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・南魚沼市国民保護計画の策定
- ・南魚沼市地域防災計画の策定
- ・南魚沼市業務継続計画（BCP）の策定
- ・南魚沼市国土強靱化地域計画の策定
- ・南魚沼市指定避難所運営マニュアルの作成
- ・南魚沼市指定避難所運営マニュアル別冊（新型コロナウイルス感染症対策）の作成
- ・南魚沼市水防計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・南魚沼市防災マップの作成
- ・自主防災組織の充実
- ・他の自治体及び組織との災害協定の締結

2) 当会の取組

- ・危機管理マニュアルの作成
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定支援（新潟県商工会連合会「事業継続力強化支援加速化事業」の実践）
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・南魚沼市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

これまでの当会の取組は、地区内小規模事業者に対し会報やホームページでBCPに関する国の施策やセミナーの情報発信にとどまり、BCP策定や災害の備えの重要性が十分伝わっておらず、地域内の小規模事業者で災害等のリスクに対する具体的な対策を講じている事業所は少ない。

また、災害に対する事前対策の必要性を理解していても、日々の事業活動の忙しさやノウハウや経験を持つ人員がおらず、計画策定や対策にまで至らないのが現状である。

当会としても、もう一歩踏み込んだ支援が必要と感じながらも、BCP計画策定に必要な災害リスクの分析や保険・共済などの専門知識やノウハウを持った経営指導員等が不足している状況であり、十分な支援ができてはいない。

災害発生時の地区内事業者の状況把握方法については当会の危機管理マニュアルで定めてはい

るが、より連携が必要となる南魚沼市との情報共有の仕組みについても明確に定めていなかった。スムーズな状況把握と支援につなげるためには、連携の具体的な方法について事前に決定しておくことが重要となる。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- 地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

南魚沼商工会と南魚沼市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和7年4月に制定した「商工会危機管理規定」並びに「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・経営指導員等の巡回指導の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新興感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、偽誤情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新興感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、自身の事業継続計画の作成

令和7年度に策定した「商工会危機管理規定」並びに「商工会危機管理マニュアル」を本計画との整合性を整理して、商工会としての「事業継続計画」を今後策定する。

3) 関係団体等との連携

- ・新潟県火災共済協同組合やビジネス総合保険、休業補償制度等の取扱損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・南魚沼商工会と南魚沼市により適宜、電話やメール等で支援情報を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（震度5以上の地震等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の換気・消毒、職員の手洗い、うがい・咳エチケット等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、南魚沼市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・南魚沼商工会と南魚沼市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

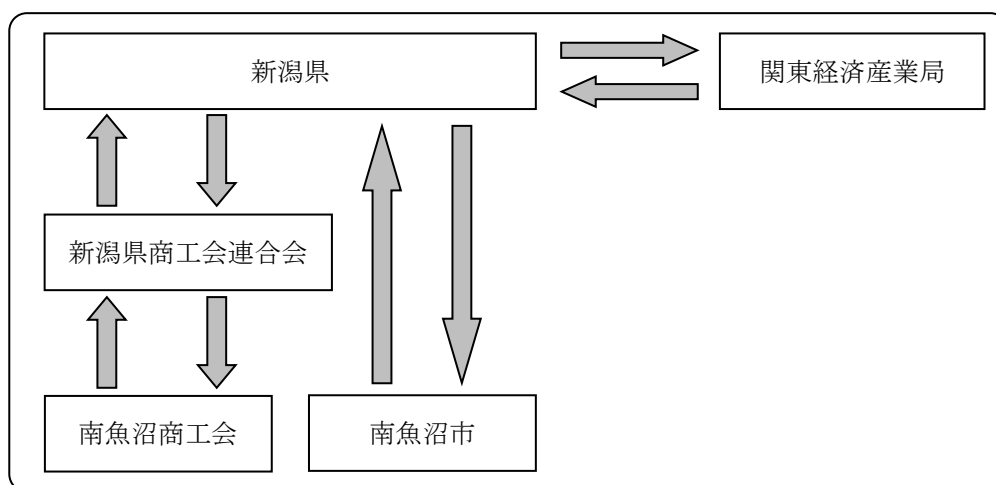
発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週に2回共有する
1ヶ月以降	1週に1回共有する

- ・南魚沼市で取りまとめた「南魚沼市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日、休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

< 連絡ルート >



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、南魚沼市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

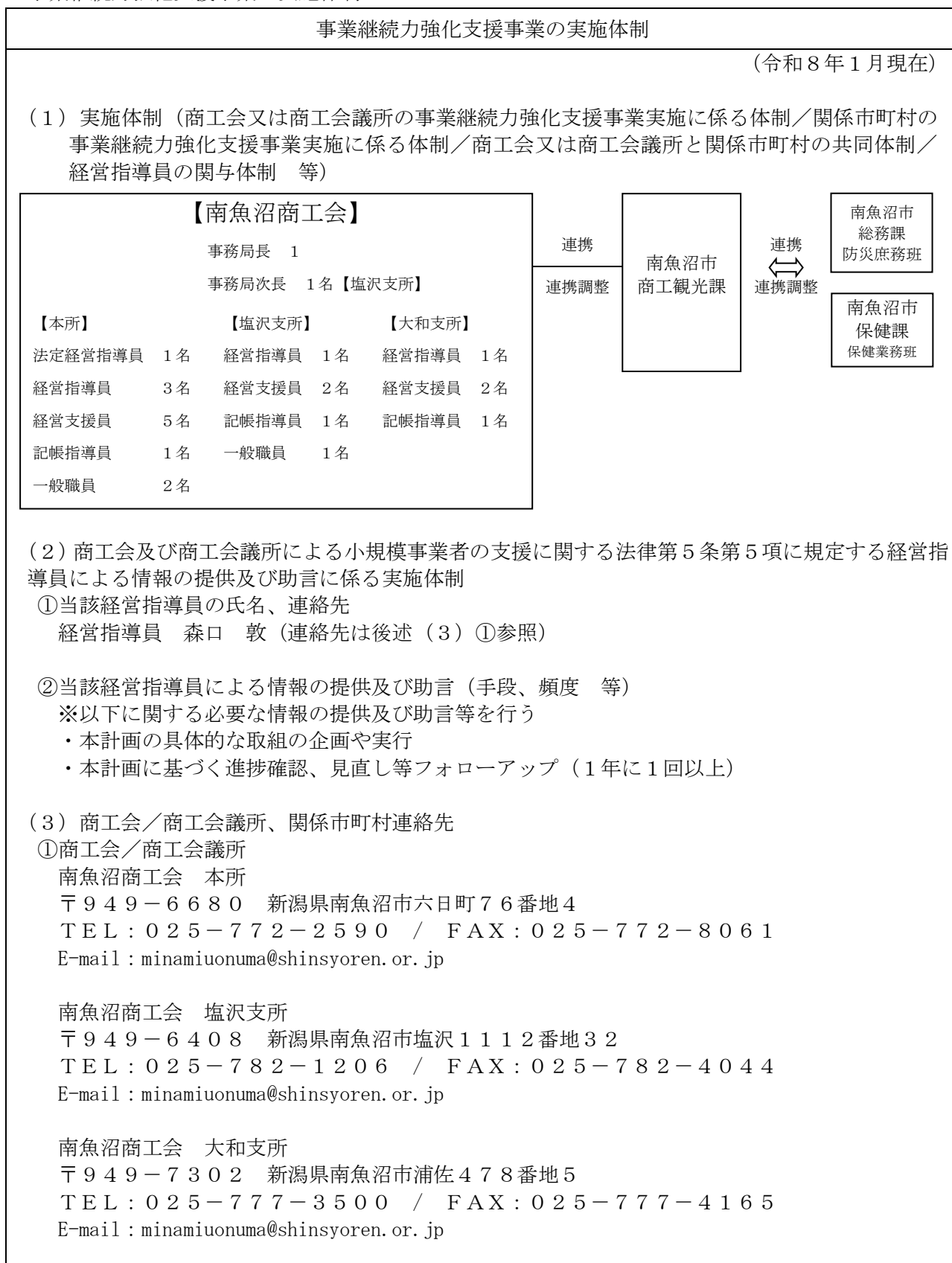
- ・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

南魚沼市役所 商工観光課商工振興班

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

TEL: 025-773-6665 / FAX: 025-773-6710

E-mail: syoukou-s@city.minamiuonuma.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	575	575	575	575	575
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ 作製費	165	165	165	165	165
・ 防災、感染症 対策費	110	110	110	110	110

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、南魚沼市補助金、新潟県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等
該当なし
該当なし
該当なし
該当なし